随意契約結果及び契約の内容

工	事	0)	名	称	令和7年度沖鶴排水機場ポンプ設備分解整備工事
I	事	A	既	要	沖鶴排水機場 動力ケーブル更新 2台分 制御ケーブル更新 2台分 主ポンプ分解整備 2台分
に	約担当官 その所 名称	「属す	る部	局	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 真鍋 将一 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契	約	年	月	目	令和 7年10月20日
契	約	業	者	名	(株) 荏原製作所
契	約 業	者の	の住	所	福岡県福岡市博多区美野島1-2-8NTビル
契	約	\$	仓	額	47,080,000円(税込み)
予	定	ſi	Ħ	格	47,179,000円(税込み)
随し	意 契 約た		る こ と 里	と由	別紙の通り
エ	事	ţ	日 勿	所	佐賀県唐津市久里地先
工	事	₹	重	別	機械設備工事
エ		其	月 —	(自)	令和 7年10月21日
工		其	— <u>—</u>	(至)	令和 8年 3月31日
備				考	

随意契約理由書

2. 施工場所 佐賀県唐津市久里地先

3. 契約の相手方 住 所:福岡県福岡市博多区美野島1-2-8NTビル

会社名:株式会社荏原製作所九州支社

支社長 平井 美智子

電 話:092-415-8321

4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び

予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該工事の目的

本工事は、九州地方整備局武雄河川事務所が管理する沖鶴排水機場ポンプゲート設備において動力ケーブル及び制御ケーブルが経年劣化により機能低下しているため更新を行うとともに、併せて主ポンプの分解整備を行うことで当該設備の維持管理に万全を期するものである。

2) 工事の内容

本工事は、沖鶴排水機場主ポンプの動力ケーブル、制御ケーブルの更新及び分解整備を行うものである。

3) 随意契約に付する理由

本工事の実施にあたっては、当初工事契約の受注者(以下「当初受注者」という。)が独自に管理し保有している技術(以下「ノウハウ」という。)が必要である。

排水機場ポンプ設備は各メーカのノウハウによって全体システムが構成されており、一部の機器を更新する場合でもシステム全体の熟知が必要となる。

(株) 荏原製作所は、当該設備の当初受注者であり、当該設備のノウハウを有し、 システム全体を熟知している。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として(株) 荏原製作所を特定し、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計 第2017号)及び「参加者の有無を確認する公募手続」(平成18年9月28日付 け国官会第935号)に基づき、(株)荏原製作所以外の参加者の有無を確認するた めの公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出さ れなかったことから、(株)荏原製作所が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、 当該業者との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記法人と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

管 理 課 長